2月定例教育委員会会議録		
開催年月日	平成27年2月20日(金)	
開催日時	午後2時00分	
開催場所	市役所別館 3階会議室	
出席委員	委員長 永山 真江 委員長職務代理者 諌本 憲司 委員 末次 徳嘉 教育長三笘 眞治郎 委員 田島 みき	
出 席 参 与	教育次長高倉謙市 教育総務課長佐藤 公明学校教育課長 江嶋 久典 社会教育課長 田中 孝明文化財保護課長 財津 俊一 博 物 館 長 河津 美広咸宜園教育研究センター長 池田 寿生 淡窓図書館長 池永 晃 世界遺産推進室長 学校給食課長 財津 光和人権・同和教育室長 森田 寿美香	
書記	教育総務課 総務企画係長 福井 龍太郎	
付 託 議 案	教育長報告 議案第6号 平成26年度日田市一般会計補正予算教育費について 議案第7号 平成27年度日田市一般会計予算教育費について 議案第8号 日田市教育委員会の委員の定数に関する条例の制定に ついて 議案第9号 日田市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤 務条件に関する条例の全部改正について 議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を 改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備につい て 議案第11号 日田市立小学校の設置に関する条例及び日田市立中学 校の設置に関する条例の一部改正について 議案第12号 日田市立大山中学校用地の変更について 議案第13号 日田市立学校教職員ハラスメント防止要綱の制定について 議案第14号 日田市学校支援センターの組織及び運営に関する規程 の一部改正について	

議案第 15 号	日田市立学校教職員の職務に専念する義務の特例に関
	する規則の一部改正について
議案第 16 号	日田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一
	部改正について
議案第 17 号	日田市若衆宿の設置及び管理に関する条例の廃止につ
	いて
	平成 27 年 1 月期分寄附採納について
	専決処分について
報告第 4号	1月日田市実施分学力調査の結果について(速報)

永 山 委 員 長 | <委員長あいさつ>

それでは、ただいまから2月期の定例教育委員会を開催いたしま す。まず、前回の議事録の確認をいたします。

1月定例教育委員会、それから臨時の教育委員会の議事録につい て、先ほど訂正文をいただきましたが、その後変更はありません か。なければ、本会議終了後に署名をお願いします。

では、3番、教育長からの報告事項、お願いします。

教 育 長

現在、日田市では広瀬淡窓先生が現在の咸官園跡に塾を開いた2 月23日を咸宜園の日と定めてさまざまな顕彰事業を行っておりま す。その一環として、この真ん中にありますけれども、2月17日 から28日まで「淡窓先生に学ぶ~学校の取り組み~」ということ で、パトリアで今、開かれています。市内の10の小学校、それか ら3つの中学校から咸宜園や淡窓先生について学習した児童生徒の 作品が展示されています。

昨日、私も行って見てまいりました。で、咸官園のお膝元である 咸宜小学校あるいは桂林小学校の作品を見ると、我々大人が見ても よく勉強してるなと非常に感心する内容のものが多くありました。 その他の小学校についても、咸宜園や淡窓先生についての学習が 年々深まっているように感じたところです。

また、東渓中学校では、淡窓先生の漢詩を条幅紙ですね、大きな あの紙に1年生が全員一人ずつ書いて掲示をしておりますけども、 子供たちが悪戦苦闘しながら漢詩を習字で書いたものが見られて、 大変ほほ笑ましくも感じましたし、また三隈中学校のいろは歌も書 でしたためておりまして、子供たちが日々の生活の中で教訓にした り、生活の参考にしたりしてるということをとても感じた次第で す。

また、東有田中学校では、広瀬家の八賢人についての一人ずつ研 究した内容が発表されておりましたので、子供たちの学習も広がっ てきてるなと感じたところです。なお一層、各小中学校に広がっ て、深まっていくようになると感じました。

それから、現在、天領日田おひなまつりが行われております、豆 田町を中心に行われておりますけども、3月1日と3月15日の日 曜日に咸宜園跡の秋風庵あるいは遠思楼あるいは咸宜園教育セン ター展示場等で咸官小学校の子供たちが「子どもガイド」というの を行うようにしております。

これまで、小学校あるいは咸宜園教育センターで勉強してきたこ

とをそこで発表いたします。したがって、これ、1時から3時までの間ということでやっておりますけども、観光客の皆様や市民の皆様の前で子供たちがガイドとして発表をいたしますので、ぜひ、かわいらしい子供たちのガイドをお聞きになって、この日田の歴史あるいは咸宜園について、皆様に知っていただいて、日田の風情等を楽しんでいただけたらありがたいなと思ってるところでございます。ぜひ皆さんもお聞きに行っていただければと思ってます。

以上です。

永山委員長

それでは、早速議事に入ります。

では、議案第6号から、平成26年度日田市一般会計補正予算教育費についてお願いします。

教 育 長

議案第6号、平成26年度日田市一般会計補正予算教育費についてから、議案第12号日田市立大山中学校の用地の変更についてまでは、教育総務課より順次説明をさせますので、御指示のほうよろしくお願いします。

永山委員長

はい、わかりました。

ではまず、議案第6号からお願いします。

教育総務課長

教育総務課でございます。議案第6号平成26年度日田市一般会 計補正予算教育費についてでございます。

まず、議案書の1ページでございます。

資料につきましては、別冊の1、A3の用紙に添付をさせていただいております。

本案は、今回、市議会の第1回の定例会に提案をいたす議案になってるものでございます。この別冊1の資料の1ページでございますけれども、見開きの1ページ、一番上の補正額の欄をまずご覧いただきたいと思います。

この内容につきましては、幼稚園費を除く教育委員会が所管いたします歳出の教育費予算についてでございます。補正額1億6,124万3,000円の減額でございまして、補正後の予算総額29625756,000円となるものでございます。

主な補正の内容といたしましては、後ほど詳しくお伝えをいたしますが、大山小中学校並びに東渓中学校の屋内運動場の整備工事費の額の確定によります減額でありますとか、小学校並びに中学校の

コンピューター整備事業の入札残による減額等でございます。

続く5ページをお願いいたします。

5ページにつきましては、関連いたします教育費の歳入の補正予 算の内容でございます。

続く6ページからは、関連をいたします継続費の補正、そして繰 越明許の補正の資料を添付をさせていただいております。

以下、詳細は担当係長から報告をいたします。

事 務 局

<資料別冊1により説明>

永山委員長

ではまず、議案第6号平成26年度日田市一般会計補正予算教育 費について、御質問、御意見あったらお願いします。

諌 本 委 員 長

1ページ、3ページの大山小中学校と東渓中学校の工事のところで太陽光発電設備の中止とありますが、買い取り制度の影響ですか。

教育総務課長

両校とも今回、太陽光発電設備設置を予定してたものをもう実施をしないというものでございますが、一番の理由は、やはり国庫補助金について、これまで当初予算に計上しておりましたが、国からのいわゆる交付の見込みについてなかなかめどが立たなかったということで今回まで判断が延びてきたものです。しかしながら1校当たり960万円の交付見込みを立てておりましたけれども、この金額の受け入れが難しい状況に最終的になったものです。一番大きな理由としては、このことですが、あわせて、固定のその買い取り制度の見直しもある程度決まったものですから、総合的な判断を行ったものでございます。

永山委員長

今の件で、太陽光の発電は、まだまだいろんな意味で過渡期ですよね。蓄電や買い取りのこともそうでが、今なかなか読めないことが多いんですが、非常時にはあると助かるのかなと、素人だから思ったりもします。もう少しこう見通しが立ってきてからまた再考するということもあり得ると考えてもよろしいでしょうか。

教育総務課長

確かに、今後の見通しといたしましては、報道等にもございます とおり、いわゆる導入経費がある程度、今よりも安くなってくる。 そして、発電のその機能自体もレベルが上がってくるだろうと。こ ういったことを考えますと、今よりもこれから先のほうが効率的に 設置できるという考え方があろうかと思います。なおかつ、蓄電と いう、そういった技術的なものも今、業界としてはかなり進歩をし ているというような情報もございますので、災害時に本当の意味で 有効に活用するためには、その蓄電技術もあわせて設置をする方法 というのはやはり検討しなければ、いけないかなと考えています。

今回については、残念ながら、財源の問題等があるわけですけ ど、今後においては、委員長がおっしゃいました、そういったこと を総合的に考えれば、今後、設置するタイミングはあってもいいの かなとは思っております。

永山委員長

他にありませんか。はい、お願いします。

諌 本 委 員

目につくのはやっぱりコンピューターの入札残の割合が大きくなっているところですが、大体、こういうものなんですか。

教育総務課長

今、お尋ねの点については、2ページの小学校コンピューター整備事業、この点でございますが、今回は、この整備事業の内容は、いわゆるXPの問題で、学校一斉にその対応が必要となった予算でございました。当初予算設定の中でリースの設定に対して実際に入札をいたしましたら率が下がったということであります。小学校については台数等もかなり多くございまして、同じように、中学校経費についても同整備事業を行ったんですけど、こちらのほうは台数が少のうございます。落ち幅、減額の幅はかなり小さいんですけれども、まあ、一番大きい理由は、入札の率の残でございます。

末 次 委 員

これは、太陽光発電の関係、東渓と大山小中学校の関係で今回減額ということで措置されておりますけれども、特に、大山小中学校の関係については、当初、一貫校でスタートするということで地域の方にはいろんな御協力をいただいて、ことしの4月に、この、一貫校としてスタートするときにはこういうものができ上がりますと、整備されますということでお話も当然してると思いますから、まだ地元の方にこの太陽光発電の施設が今回、国の方針によって整備できなかったことについては、今後もいろいろ地域の方には、ご協力をいただくこともあろうかと思いますので、ご理解をいただけるよう丁寧に、ある時期を捉えましてお話をされたほうがいいんじゃないかと。この事について地域の方に話を通しておられるかお

聞きします。

教育総務課長

最終的には、今回こういう判断になったものでございますけれども、学校とはある程度その整備を進める中では、その動きについては伝えてきたということがございます。ただ、今言われました、地域の方々までには正式にお伝えしておりませんので、今後、何らかの機会を捉えて、お伝えしていきたいと思っております。

永山委員長

ほかにありませんか。よろしいですか。

それでは、議案第6号平成26年度日田市一般会計補正予算教育費については、原案どおり可決いたします。

では、続いて、議案第7号日田市一般会計予算教育費について、お願いします。

教 育 次 長

それでは、新年度予算の詳細な説明に入ります前に、私のほうから予算の大まかな概要につきまして、簡単に御説明させていただきます。

新年度の教育費予算案の主なものといたしまして、まず、学校設備におきましては、校舎の耐震化などの建てかえ工事が26年度で完了いたしましたことから、新年度におきましては、屋内運動場の吊り天井の落下防止対策、それから朝日小学校、有田小学校の校舎の改修の実施設計など、学校施設の計画的整備に取り組むようにいたしております。

また、児童生徒の学力向上、定着を図るために、新たに小学校で漢字検定、それから中学校で英語検定に伴う受検料の助成を行うほか、生涯学習の分野におきましては、中央公民館の大規模改修による複合文化施設整備事業に本格的に着手するなど、よりよい教育環境づくりに向けた取り組みを進めてまいる予定でございます。

なお、このほかにも咸宜園の世界文化遺産登録に向けての継続した取り組みや、新年度に国が創設いたします文化財を観光資源などとして活用する日本遺産の認定に向けた取り組みなどを進めていく予定といたしております。

以上、新年度の取り組みの主なものを申し上げましたが、具体的な内容につきましては、教育総務課長並びに係長から御説明を申し上げます。

教育総務課長

議案第7号でございます。議案集で申し上げますと、2ページと

なっております。資料については、別冊の2ということでよろしくお願いします。

まず、この1ページでございますけれども、総括表を添付をさせていただいております。教育費全体で申し上げます。27年度の予算、要求額の欄でございますが、42億7,381万6,000円でございます。これ、昨年の当初予算と比較をいたしますと、2億6,059万6,000円の減額ということでございまして、率にして5.7%の減額となっております。

詳細はまた後ほど係長より御説明いたしますが、ずっと飛ばしていただきまして、43ページをご覧いただきますと、43ページについては関連をいたします継続費として、続く、44ページに続くのは債務負担行為の資料でございます。45ページについても、当該年度に係る債務負担行為ということで添付をいたしております。

それから、関連いたします別冊3につきましては、主な事業の調 書ということで、添付をさせていただいております。

それでは、詳細を担当課長から御説明をいたします。

事 務 局

<資料別冊2,3により説明>

永山委員長

議案第7号平成27年度日田市一般会計予算教育費について、御 意見、御質問、お願いします。はい、お願いします。

田島委員

予算を立てるときに、ここのそれぞれの項目を見る前に一つ質問なんですけれども、総合計は、先ほど26年に比べると、マイナス5%ぐらい減っているということでございましたが、予算を立てるに当たって、教育費に充てる歳出は、平成27年度はこれくらい減らそうという、大前提というか、そういう考えがあって予算立てをしているものなんでしょうか。結局、国としてはすごい財政的には赤字ですよね。私、役所のそういった予算というのが、ちょっと仕組みがよくわかりませんので、家計簿でいうと、今年はこれぐらいの収入だろうから少し減らして予算を立てようというような形に、それぞれはなると思うんですけれども、その辺の一番最初の段階の考え方というのが、どのようなところから始まってるのか、お聞かせいただければと思います。

教育次長

まず、予算が幾らという形ではないんですね。例えば、最初申し 上げたように、校舎の耐震化とか、そういったものがありましたの で、その建て替えがずっとここ数年続いておりましたので、そういった意味からは年度で、まあ、3年間ぐらいの事業の計画というのはもちろんございます。で、それに大きな事業等については、事前にそういった事業の実施について全体的に協議を行います。今年、具体的に2億6,000万円ほど事業費全体、教育費の中で減ってるんですけれども、この主なものが、学校のそういった建てかえのほうが、ひと息ついたというところが一番大きなものでありまして、通常、経常経費にすると増額ぐらいで推移していくということではなくて、ここ数年間は、そういった学校の建てかえのほうが続いたということが一番の大きな要因なんですね。

あと現在、続けております事業、それぞれ数いろいろありますけれども、そういう事業の取り組みについて、当然その見直し等も行ってまいりますので、その事業の必要性について一つ一つ積み上げた結果ということで、今、この額ですね、42億7,300万円ですね、というところが積み上げられてるというものでございます。

田島委員

はい。何か、私たちのレベルで考えると、一つずつ事業があるから、そこから積み上げていくと、経済的にこれだけ切り詰めなきゃいけないという感じが、なかなか生まれてこないような気がするんですね。ですから、人口減ということもあるとは思うんですけれども、やはりある程度予算を、去年に比べてどうしようかというようなところが大前提にあると、昨日の話じゃないんですけれども、奨学金の話でも、庶民的なレベルでは、本当にお金に困ってるような方たちがいらっしゃるので、そういったところに少しでも、どこかで削減したものを移行させるとか、そういった使い途もどこかで考えていただけるとありがたいなと思います。何かちょっと、一番最初の段階でそこが気になったものですから、質問させていただきました。

教育次長

今、委員おっしゃるように、市もやはり家計みたいなものですから、市全体としたら、今おっしゃるように、幾らの収入があって、歳入があって、そして、それに対してそれぞれの部局から要求というものが出てまいりますので、それでやはり同じようにやりくりというのが必要になってくると思います。そういったときに、考えがあれば、どうしてもやらなきゃいけない場合は、当然その基金、貯金のほうを取り崩してでもということもあると思うんですけれども、まず、効率的な事業かどうかとかいう、非常にその内容の見直

し等を迫られますので、そういった意味で、通常、節約できるものは極力節約して、事業の、効果的な事業であるかどうかを見直して、当然それぞれ厳しく見られた上で積み上げておりますので、今、教育費だけに限っていいますと、どうしても教育費が、そういった、建て替えの時期とかになっておりましたので、その分は多目に予算をいただいております、教育委員会のほうにですね。いただいておりますけど、その分、逆にほかの面は、まあ、削られてるという結果になるのかな、今回はちょっとまだわからないとこでありますけれど、今おっしゃるような形、全体とすれば、家計と同じような考え方かなと思います。

永山委員長

ほかにありませんか。別冊3の11番、教育費のところで、複式 学級の解消教員配置事業がありますけれども、これで日田市内の複 式学級は解消されているということでしょうか。複式学級は、この 人数を確保することによって解消されるんでしょうか。

学校教育課長

平成27年度につきましては、事業概要の一番下にございますように、前津江小学校で1つの複式学級、小野小学校で2つの複式学級ができるという見込みでございましたので、そこを解消するということでございますので、26年度2名でしたけれども、27年度は3名の配置をいただいて、それぞれの学級に学級担任を置くという考え方でございます。

諌 本 委 員

学力の問題のときに、教員の問題というか、学力向上を目指したいのに、十分頑張ってるんだけども、まだ行き着かないというような問題もあると思うんですが、そういったところに関しての予算というか、単独でというようなこともあるのかもしれませんが、それを目指すために教員の増員配置の予算というところは特には検討はしてないんですか。

学校教育課長

先ほどの複式学級の解消とは違って、学力向上という意味での市 費雇用の教員を市で何名というところまでの考えにはまだ至ってお りません。

諌 本 委 員

直接教員が、ということではないにしても、それなりの対策は当然行っていただいてると思いますので、それはこの中に含まれているということですか。

学校教育課長

確かな学力の育成の今度の事業につきましては、既存の学力調査であるとか、それから教材費の関係も学力向上に一本化するような形で、全てのその、今学力に予算をいただいているものをここに集中させていく新しい事業という考え方になっております。

諌 本 委 員

今回の予算の中で特に大きいというか、目玉というとか、皆さん が注目してるのが複合文化施設のことだろうと思うんです。これま でいろいろ図面等、説明をしていただきましたので、相当苦労して 作り上げてるんだなというのが感じられるんですけれども、主なと ころは、にぎわいを創設するという一番のメインテーマがありまし て、これまで聞いてきた説明の中では、それをどうやって創出する んだというのがどうしてもちょっと余り感じられないというか、私 たちに説明が届かないような感じがあります。今日の資料にはあり ませんけれども、ぜひ今度説明をいただくときには、例えば障害者 とか、一般の人たちが出入りしたり、使うときの動線とか、にぎわ いを創出するために、どこにどういうふうに人がたまって、どう やって楽しんでもらうんだというような、人の動きのほうの計画図 みたいなものを示していただければ、もう少しそちらにどれぐらい 力を入れてるんだ、どういう計画なんだというのがわかると思うん ですね。当然それがあって今の平面図ができてると思うんですけれ ど、いろいろ苦労されてるのはわかるんですが、大切なことだと思 うので、ぜひ何かの機会にその辺を示していただければと思いま す。

社会教育課長

現在、複合文化施設の設計につきましては、今年度、とりかかっておりまして3月20日にその設計の方が完了する予定になっております。今の委員御質問のにぎわいの創出の関係でございますが、もう当然、複合文化施設でございますんで、まずはにぎわいと言っておりまして、中央公民館の各教室の教室生の方たち、それから博物館が3階のほうにできる計画でございますんで、そちらのほうには市内の子供たち等が、かなり来場するんではなかろうかと思っております。

それから、2階等に美術の展示ギャラリー等もできますので、複合的に整備を行うということで、かなりの市民の方がこちらのほうにいらっしゃるかと思います。

で、また御質問の一般の方でございますが、それにつきましては、いろんな団体と議論する中で、やはり1階の休憩場所等です

ね、そういったところも活用をかなり考えたほうがいいんではなか ろうかというような御意見等をいただいておりますんで、それにつ きまして、今後、教育委員会といたしまして、きちんと検討をして また提示等も今後させていただきたいと考えております。

以上でございます。

諌 本 委 員

この、今言われたところ、目で見るとわかる導線みたいなものがわかると、こうやって皆さんに利用してもらうんだなと、こういう場にちょっと人がたまってにぎわいになって、継続的にそれが続いていくんだろうとか、例えば、階段を上っていくときに、今の施設を使うようなことを聞きましたけれど、今の冷たい階段があって、奥に立派な物があるようには多分しないと思いますけれど、細かいそこら辺の使い方の配慮みたいなのが当然あってこの設計が出てると思いますので、その辺を皆さんにわかるようにしていただけるといいかなと思います。お願いします。

末 次 委 員

まず、第1点が、学校の環境整備ということで、全小中学校より、27年度、学校から環境整備ということで、取り組んでいただきたいという要望がありましたか。環境整備について、それぞれそういう事態があった時に、校長先生なり教頭先生からお話をいただいて、そこからスタートさせるのか、毎年締切月を設定して、要望を受け取るようなシステムになってるのかどうか、おたずねします。

教育総務課長

私ども、担当しております学校施設管理係としては、毎年、今御意見いただきました、その、大きな改修というのはその中に実はございませんで、日々やっぱり施設を使う際に不具合が出ましたということ、そういった積み重ねが学校側にはやはりあります。で、それをスケジュール的に、例えば、毎年6月ぐらいと決めて学校のほうからある程度の情報をいただく、そういうこうタイミングというのは私ども持っております。それは、年次計画的に、まあ、緊急度合によってどう対応するかというのはその後の展開になりますけれども、翌年度の対応でいいのかというのを含めてとある時期に集約をさせていただくという中でございます。

それと、当然その緊急に発生をするケースがありますから、随時の対応としては物ごとが起こった際にもう報告をいただく、で、担当のほうが現場に向かう、で、そこでどう判断するかというのは、

随時のケースはそういった対応をさせていただいております。全体的な予算で大きな捉えでいいますと、今回、御説明を少しさせていただきました小中学校の環境整備も、いわゆる年次計画的に少しずつ進めていこうというのは、私ども、担当課の主体的な考えの部分である程度大きな改修といいますか、そういったものは私どもの責任である程度進めていく、そういうふうな、あわせての展開というふうに考えております。

末次委員

そのことをお聞きしたのは、今、課長がおっしゃった、いわゆる今度新しく取り組まれる、いわゆる学校施設の整備推進計画、これに基づいて、これは大規模の部分ですから、私からお尋ねするのはこの枠の中に入ってないと思いますけども、例えば、小学校費が、工事請負費が1,200万円ありますね、中学校が900万円、あります。それで、当然配慮されてもこういうふうになるかと思いますけども、御存じのように、去年、夏を中心に教育懇談会、企画して地域に赴きました。そのときに、一番、保護者の方から御意見があったのが、ここでいう児童の安全・安心、これらの整備についての御要望がありました。

で、そのことについて、いわゆる取り組む内容等によっては早急に対応されると思いますけれど、教育懇談会は1年間に、今のところ全校区に予定されることになっておりませんので、教育懇談会を開催される校区と開催されない校区、いわゆる教育懇談会があった地域となかった地域も同じような目線の上で、優先順位、緊急度を捉えて、事業に取り組んでいかれると思いますが、確認の意味でお尋ねします。いずれにしても開催されるところと、されないところの段差がないように取り組みされるよう留意してください。

教育総務課長

今の御意見の中に、教育懇談会等でいただきます、直接、保護者の方からの声、地域の方々の声という、そういった、私どもが大変貴重な御意見をいただく、そういったチャンス、機会等がそういった中あろうかと思います。常日ごろ学校の先生方も保護者の方々とそういった会を持つ中でいろんな意見を集約して、私どもにいただいてるケースも中にやっぱりございますので、そういった、いろんなチャンネルをやっぱり生かしながらと思っております。

そういった中で、27年度の小学校費でいうと、毎年計画、(エイセン)的な金額、いわゆる集合予算ですけれども、小学校でいいますと1,200万円組ませていただいております。で、中学校でい

うと900万円と、こういった予算の中でやはり緊急度合いを推して対応してまいるという考え方は非常に思っておりますので、今いただきました御意見等を当然反映していくような考え方を持っているわけでございます。

末 次 委 員

1,200万円、そのうち900万円は、例えば、朝日小と有田小の改修の設計ほかということになってますから、金額的には、枠で組み立てる、その事例というのはあんまりたくさんはないと思いますが、重ねて申しますが、限られた予算の中で取り組みするときには、懇談会があったところとないところ、そういう段差のつかないように、優先順位、的確に捉えて取り組んでいただきたいことです。

永山委員長

ほかにありませんか。別冊3の16番、咸宜園跡保存整備事業というところで、現、労金のあるところの店舗の土地のこの話は、もう随分前から、話は聞いてたんですが、これは少し何か目途が立ったとか、公有化に向けて筋道が見えてきたということでしょうか。

文化財保護課長

文化財保護課でございます。咸宜園跡の公有化については、もうかれこれ20年来の問題でございまして、これにつきまして、その時折時折で、時代でいろいろな交渉等も行ってきたところでございます。最終的に、現在、この事業で取り組もうとしておりますのは、最終的に市が責任を持って、補償として、補償物件としてこれを買い取るということでございまして、その分についての移転先等については、移転をどうするかという点については、移転については一定の理解というのはいただいておりまして、それに対して今後補償等で最終的な交渉を行っていくということでございます。

永山委員長

はい、わかりました。ほかにありませんか。

では、議案第7号平成27年度日田市一般会計予算教育費について、原案のとおり可決いたします。

では次に、議案第8号日田市教育委員会の委員の定数に関する条例の制定についてお願いします。

教育総務課長

それでは、議案第8号日田市教育委員会の委員の定数に関する条例の制定についてでございます。議案集の3ページをお願いいたします。

本案は、このページ、下段の理由にございますとおり、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律第3条ただし書きの規定に基づ き、多様な市民の意向を教育行政に一層反映させるため、日田市教 育委員会の委員の定数を増員するに当たり、所要の事項を定めるも のでございます。

具体的には、本則にございますとおり、当法律の規定に基づいて 日田市教育委員会は6人の委員をもって組織するといたしておりま す。御説明は、次の4ページ、5ページの資料を使ってもらいたい と思います。

まず、4ページの大きな項目3でございます。

法改正の主な内容といたしまして、(1)教育委員長と教育長を 一本化した新たな責任者、新教育長を置くこと。

続く(2)でございますが、教育委員会は教育長及び4人の委員をもって組織し、条例の定めるところにより、委員を5名以上とすることができるとなっております。このことから、続く5ページでございますけど、4、条例制定の主な内容でございます。6人の委員をもって組織すると、こうしたところでございます。

なお、ここで「6人」の表現でございますけど、法改正により、 教育長が教育委員としての身分を失いますことから、教育長を除く 教育委員の皆様のみの数といたしております。したがいまして、現 在の4名の教育委員に2名を増員する、そういったことでございま す。

次の5、施行期日を本年10月1日といたしております。

続く6、経過措置でございますが、(1)旧教育長、現在の教育 長は委員として在職する間における委員の定数については、この条 例の規定にかかわらず7人とするものでございます。先ほど6人の 委員として条例の制定をいたしますが、現在の教育長が在職をされ ます機会においては、なお教育委員としての身分も有すことになり ますので、7人となるものでございます。

次に、(2)準備行為につきましては、条例の施行日を待たずに 行えるとしたものでございます。

次の7、改正に向けた検討・経過等におきましては、(2)でございますが、教育行政の推進においては、教育委員会に与えられた職務権限の独立性を尊重することを基本として、責任ある教育委員会体制及び運営が求められている。

続く(4)でございますが、これまでの定例教育委員会等におきまして、委員の皆様からいただきました意見も参考とさせていただ

いております。

それから(5)委員の増員については2名とさせていただき、うち1名については就学前の幼児の保護者を含めた保護者枠と考えているものでございます。

最後でございますが、8、議決後のスケジュールといたしまして、条例施行日までに選任等の事務を務めさせていただきます。で、9月議会において、人事案件を提出を予定しておりまして、10月1日付で任命を予定していると、そういったスケジュールでございます。

以上、私からは以上でございます。

永山委員長

議案第8号日田市教育委員会の委員の定数に関する条例の制定について、御意見、御質問ありませんか。議案第8号、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

では、議案第8号日田市教育委員会の委員の定数に関する条例の制定について、原案のとおり可決いたします。

議案第9号日田市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤 務条件に関する条例の全部改正についてお願いします。

教育総務課長

続く議案第9号日田市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部改正についてでございます。議案集で6ページからでございます。

まず、7ページの下段をごらんいただきたいと思うんですが、この理由にありますとおり、本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が常勤の特別職として位置づけられることに伴い、教育長の勤務条件等を定めるに当たり、所要の措置を講ずるものでございます。

御説明はまた、8ページ、9ページの資料を見ていただきながら お話ししてまいります。

まず、8ページの2、法改正の主な内容でございます。ここでは、法律の改正全般に記述をいたしておりますので、この中で、本条例の関連に関して申しますのは、(1)教育行政の責任の明確化のところでございます。特に、この中の教育長の身分や勤務条件に関する項目でございますが、今回の改正におきまして、③のところでございます。教育長は、常勤とすること。続く④教育長の職務に専念義務が定められたこととなったもので、引き続いて9ページの

3、条例全部改正の主な内容をごらんいただきたいと思います。

この中で、(2)でございますが、条例の趣旨を第1条といたしております。教育長の勤務時間その他の勤務条件に関して必要な事項を定める、あわせてもう一つ、教育長の職務に専念にする義務の特例について必要な事項を定めるとしているものでございます。

続きまして、それを具体的に、(3)のところですが、第2条といたしまして、教育長の勤務時間その他の勤務条件については、日田市職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例によるとの内容で引用の規定を設けているところでございます。

また、続きます(4)のところでございます。第3条関係といた しまして、教育長の職務に専念する義務の免除については、職務に 専念する義務の特例に関する日田市条例の適用を受ける職員の例に よるとの内容で、同じく引用の規定を設けるものでございます。

次に、(5)をごらんいただきたいと思うんですが、さきの第2条と第3条ともに任命権者を教育委員会と読みかえる、こういったことをさせていただいております。この理由につきましては、その下の米印のところでございますけれども、本来の任命権者は市長でございますが、やはり政治的中立性などを確保する、そのためとして教育委員会と読み替えるといたしております。

施行期日については、本年の4月1日といたしております。 なお、先ほど議案第8号と同様に経過措置等を設けております。 以上でございます。

永山委員長

議案第9号日田市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部改正について、何か御質問ありませんか。よろしいですか。

それでは、議案第9号日田市教育委員会教育長の給与、勤務時間 その他の勤務条件に関する条例の全部改正について、原案のとおり 可決いたします。

議案第10号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を 改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備について、お願いしま す。

教育総務課長

議案第10号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を 改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備についてでございま す。議案集で10ページからでございます。 まず最初に、18ページをごらんいただきたいと思います。

この18ページ下段に理由がございますとおり、本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が常勤の特別職として位置づけられることに伴い、関係条例の整備を行うものでございます。

大変済いません。10ページにまた戻っていただきまして、本則のこの第1条から続く、ずっとページをめくる16ページに第7条まで必要な条項について改正をさせていただくものでございます。 御説明は19ページからの資料でさせていただきたいと思います。

19ページをお願いいたします。

まず、19ページ、大きな2番、法改正の主な内容についてでございます。この①のところ、下線のあるところでございますが、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くこととしているものでございます。

その他の項目につきましては、重複をいたしますので、説明は割 愛をさせていただきます。

続く20ページをお願いいたします。

大きな3、条例改正の主な内容でございます。この3の大きな内容、この主な内容の中の括弧の数字につきましては、先ほど見ていただきました本則の各条項と同一でございますので、読みかえをいただきたいと思います。

まず(1)第1条についてでございますが、日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。これは、教育委員長と教育長を一本化する、そのことにより現行の教育委員会委員長の報酬支払い額の規定を削るものでございます。

次に、(2)第2条関係でございます。日田市特別職の職員の給与などに関する条例の一部改正でございます。これは、新教育長が常勤の特別職となることに伴い、現行の条例の特別職の給与の項目に教育長を追加をするものでございます。

次に、(3)でございます。第3条関係につきましては、日田市 特別職などの職員の給与の特例に関する条例の一部改正でございま す。

これは、新教育長が常勤の特別職となったことから、まず条例の 例証を改めるものでございます。現行の条例の本則においては、ま たあわせて現行の条例の本則において、個別に教育長の条項を定め ておりましたものをまず削除をし、改正後は市長、副市長とあわせ て制定するものでございます。また、あわせて条例の引用箇所の整備を行うものでございます。

続いて(4)第4条関係につきましては、日田市職員など旅費に 関する条例の一部改正でございます。同様の理由から、職員の定義 ほか関係の条項に教育長を加えるものでございます。

続く(5)第5条関係につきましては、日田市職員などの旅費及び費用弁償などに関する条例の特例に関する条例の一部改正でございます。これは、議案第9号で教育長の給与などの条例の全部改正に伴いまして、条例の引用箇所の規定の整備を行うものです。したがいまして、該当の箇所を削除する、そうした内容となっております。

続いて(6)第6条関係でございます。日田市特別職の職員退職 手当の支給条例の一部改正でございます。これは、新教育長が常勤 の特別職となったことから、関係条項において例証、それから特別 職の退職手当の項目に教育長を追加する、そうした内容でございま す。

続いて(7)第7条関係でございます。日田市特別職員退職手当 支給条例の特例に関する条例の一部改正でございます。これは、関 係する条項に教育長を追加する、あわせて条例の引用箇所の規定の 追加を行うものでございます。

最後に、大きな項目の施行期日ですが、先ほど本年の4月1日といたしておりまして、あわせて経過措置についても先ほどの議案第8号、第9号同様に、附則にて経過措置を設けております。

私からは以上でございます。

永山委員長

議案第10号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を 改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、御意見、御質 間はありませんか。

(「ありません」の声あり)

では、議案第10号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、原案のとおり可決いたします。

議案第11号に入ります。日田市立小学校の設置に関する条例及 び日田市立中学校の設置に関する条例の一部改正についてお願いし ます。

教育総務課長

議案第11号日田市立小学校の設置に関する条例及び日田市立中

学校の設置に関する条例の一部改正についてでございます。

議案集22ページでございますが、改正内容は、第1条では、この改正内容の表中の太線で囲んだ部分とあわせて、続く第2条でございますが、別表の第1と第2について、下線の引かれた部分を改正後の表中の下線の引かれた部分に改めるものでございます。

提案理由といたしましては、23ページの下にございますとおり、日田市立大山小学校及び日田市立大山中学校の移転に伴って所要の措置を講ずるものでございます。

なお、第2条の別表第2についてでございますが、この移転に 伴って、旧大山中学校の夜間照明施設を引き続いて開放していく予 定でございますので、これに名称の変更を行うものでございます。

附則といたしまして、施行日を本年4月1日といたしております。

なお、24ページから25ページにつきましては関係する参考資料でございます。

私からは以上でございます。

永山委員長

議案第11号日田市立小学校の設置に関する条例及び日田市立中 学校の設置に関する条例の一部改正について、御意見、御質問あり ませんか。

(「ありません」の声あり)

では、議案第11号について、原案のとおり可決いたします。

議案第12号日田市立大山中学校用地の変更についてお願いします。

教育総務課長

議案第12号日田市立大山中学校用地の変更についてでございま す。議案集では、26ページでございます。

本件につきましては、日田市立大山中学校の用地の一部を用途及び所管を次のように変更をするものでございます。具体的には、

(1)に表示の土地の地番につきまして、学校用地としての行政財産から公衆用道路としての行政財産へ地目の変更を行い、担当の土木課へ所管がえをするものでございます。面積はここに表示の346平米でございます。

提案理由といたしましては、下段の表示のとおり大分県が施行します国道212号線道路改良工事響峠バイパスの道路用地となる当該土地につきましては、大山中学校用地として台帳に登載をされておりますが、現況が(コウ)既設の市道の一部でございますので、

担当する土木課へ所管がえをするものでございます。

なお、27ページに学校の配置図を添付をいたしておりますので、該当の箇所については、このように表示をいたしております。 私からは以上でございます。

永山委員長

はい、ありがとうございます。

議案第12号日田市立大山中学校用地の変更について、御意見、 御質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

では、議案第12号、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第13号日田市立学校教職員ハラスメント防止要綱の 制定についてお願いします。

教 育 長

議案第13号日田市立学校教職員ハラスメント防止要綱の制定についてから、議案第15号までは学校教育課より順次説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いします。

永山委員長

では、議案第13号からお願いします。

学校教育課長

議案第13号日田市立学校教職員ハラスメント防止要綱の制定について、議案集は28ページから30ページをお願いいたします。

本案は、30ページの下段に示しましたとおり、日田市立学校教職員のハラスメントの防止及び排除のために必要な事項を定めるものでございます。

学校におけるハラスメントの防止については、これまで信用失墜 行為や不祥事防止の観点から機会あるごとに周知徹底するととも に、学校での研修も行ってきたところでございます。このような 中、地方公務員法の改正に伴う人事評価制度が平成28年度から本 格実施されることになっています。人事評価結果の給与への反映に 向けた適正な人事評価実施の観点からも、苦情相談対応を含むハラ スメントの防止がこれまで以上に求められております。このことか ら、28ページの一番下のところからになりますけれども、第3条 の所属長の責務、第4条の職員の責務、30ページに移りまして、 第5条苦情相談の対応など、学校におけるハラスメント防止の指針 を大綱的に示し、平成27年4月1日から施行しようとするもので ございます。

議案第13号については以上でございます。

永山委員長

議案第13号日田市立学校教職員ハラスメント防止要綱の制定について、御意見、御質問はありませんか。議案第13号、よろしいですか。はい。

諌 本 委 員

これ、内容、理由など大体理解できるんですけれども、他の例えば私立の学校とか、他に同様の団体があると思いますけれども、そういったところでは、そのような取り扱いというか、経過をとってるんでしょうか。

学校教育課長

私立の学校については、すみません、把握をいたしておりませんが、県立学校等においては、もう既にこういったものについては、平成11年3月には制定がされておりました。要綱が定まっておりまして、県立学校のほうでは、こういった指針が大綱的なものとしてでき上がっておりました。21年の1月1日には、それを改定したいというようなことが行われてまいりました。今回、義務制においても、こういったものの制定というものが県教委のほうからも実際、指導通知が参ったところでございます。特に、先ほども申し上げましたように、いよいよ28年度から管理職のところから人事評価結果の給与への反映ということもありますので、その、公正で公平な評価の観点からも特に早急にこのような対応が求められたというところでございます。

永山委員長

私も質問です。この「ハラスメント」っていう言葉自体がそんなにこう古くから言われる言葉ではないんですよね。最近になってすごくみんなに広く知られるようになってきた言葉で、その中でもだんだん、今ここにセクシャルハラスメント、パワーハラスメントは、言葉の説明も出てますけど、最近もっとたくさんありますよね、何かマタニティーハラスメント、モラルハラスメント、それからアカデミックハラスメントなどたくさんありますよね。それでそういうのは、今のところここには「その他のハラスメント」って書いていただいているので、ある程度こう柔軟なというか、ここでは「その他」と書かれているけれども、柔軟な対応はできるものと読み取ってもいいんでしょうか。

学校教育課長

そのとおりでございまして、第2条の1号のところに「その他の ハラスメントを総称して」とさせていただきました。具体的に全て を網羅していくということも考えられますけれども、要綱として、 今御審議お願いしている部分がございます。指針基準という観点で 御審議をお願いをしたいと思っております。

永山委員長

はい、わかりました。他にありませんか。よろしいですか。

末次委員

基本的には、そういう事象があったときに、所属長に、または学校教育課にまず御相談に来るですね、そこで本人は、例えば該当する教職員の方はハラスメントだと思うし、また相談を受けた方は、それはハラスメント、どうでしょうかねということで、そこの境目が非常に何かきちっとしてないとお互いにその仲間同士の不信感が増幅するというようなことがなりますから、ハラスメントについてのやはり何か捉え方といいますか、それも研修を通じてある程度、先生方に十分その辺の理解というか、内容の理解を徹底しておかないと、いわゆる組織自体がこう何か頑なになって、いわゆる弾力性がなくなりますけど、組織力の低下するかもわかりませんから、その辺の御配慮がぜひしていただきたいと思います。

学校教育課長

このことにつきましては、学校の教職員の場合は、どちらかというとスクールセクハラの問題であるとか、対児童生徒というところで中心的に扱ってきたところでございます。ただ、先日も市のほうでハラスメント研修を実施いたしております。今、委員からございましたような研修の中にいわゆるパワハラの部分についても理解をきちんとしていただかないといけないというところは今後取り組んでいくべき問題だろうと思っております。

末 次 委 員

人事評価につながって、不利益をこうむるようなことになって も、組織的には決してプラスにはならんからですね。わかりました。

永山委員長

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

では、議案第13号日田市立学校教職員ハラスメント防止要綱の制定について、原案のとおり可決いたします。

議案第14号日田市学校支援センターの組織及び運営に関する規程の一部改正についてお願いします。

学校教育課長

続けてお願いいたします。議案第14号日田市学校支援センター

の組織及び運営に関する規程の一部改正について、議案集31ページをお願いいたします。

下段にございますように、本案は、日田市学校支援センターにおける事務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的に所要の措置を講ずるものでございますが、具体的には、表にございますように、第3条の組織に関する見直しとなっております。

右側の改正前の欄の下線部について、これまで各センターとも総務・人事・給与班と学務・財務班の2つの班構成でセンター運営を行ってまいりましたが、財務班による事務職員に配置校支援に関する業務量に比べ、連携校職員の服務を中心とした人事領域の事務量が予想以上に多くなっていることなどから、センター内の班構成を改正後の欄の下線部のとおり、人事・給与班と総務・財務班に再構成し、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

議案第14号については、以上でございます。

永山委員長

議案第14号日田市学校支援センターの組織及び運営に関する規程の一部改正について、御意見、御質問はありませんか。議案第14号、よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

では、議案第14号について、原案のとおり可決いたします。

続いて、議案第15号日田市立学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正についてお願いします。

学校教育課長

続けて、議案第15号、お願いいたします。日田市立学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について、議案集は32ページから33ページでございます。

本案は、33ページ下段にございますように、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の公布により、教職員が消防団員の職を兼ねる場合の職員の服務等について、所要の措置を講ずるものでございますが、具体的には、上の表の左側、改正後の欄にありますように、特例の細目、第2条第6号に県費負担教職員の消防団員との兼職に係る職務専念義務の免除に関する内容を新たに追加し、示達日から施行しようとするものでございます。

なお、第7号以下につきましては、6号追加に伴う条項の整理と なっております。

以上でございます。

永山委員長

日田市立学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の 一部改正について、御意見、御質問はありませんか。

諌 本 委 員 長

今はこういう規程はないんですけど、それに該当するような方は いらっしゃらないんですよね。その後、見通し的なのを、どういう ふうに動いてくるんだろうかというのがわかりますか。

学校教育課長

何名という具体的なところは、把握できておりませんけれども、中には現在でも消防団員になっている方はいらっしゃいます。しかしながら、これまでそういった規程等がございませんでしたので、実際には勤務日にということはほとんど起こっておりません。しかしながら、今後でございますが、当然職務に専念する義務の免除でございますので、学校長が公務に支障のない限りということが大前提にございます。ただ、今回の規程等の県立学校等にも出された通知内容等に規程の中にある、こういった活動をということが示されているんですけれども、例えば、災害時の消火活動である、もしくは救助救出活動、それから平常時におきましては演習や訓練、それから災害予防活動、こういったことについて、学校長が認めた場合については、職務に専念する義務が免除されるといったような内容になっておりますので、今後こういったことというのが起こってくるということが考えられるということでございます。

末 次 委 員

基本的には、職務の専念義務免除手続きは前裁きが原則ですが、 火事現場に急行するとかいうことになったときに、全部事後的に、 処理をするということになりますよね。そうすると、いわゆる、あ る程度前もって消防団員業務のときの非常勤の職務についてる方に ついては手続を、今の先生方は大変御多忙ですから、何かこう手を 抜くという意味ではなくて、いわゆるその手続の省略化といいます か、物理的に無理ですから要綱か何かで定められて、手続の省略化 を配慮されててもいいかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

学校教育課長

この中を見てみますと、例えば、急を要する場合というところで、通常、休暇欠勤処理簿というのが学校にございますけれども、通常はそれに記載をして校長の承認を受けて出るというのが一般的なんですけれども、そういった急の場合につきましては、他の所属職員等に口頭で校長から承認を受けたということで、代理申請というふうな方法もとれるというふうなことも書かれてありますので、

そういった点について、きちんと周知をしてまいりたいと思います。

末 次 委 員

わかりました。

永山委員長

これ、ちょっと私、でもこれ不思議だったんですけど、例えば、この勤務校の校区内で起こった災害にすぐ駆けつけるとか、そういうのだとすごくよくわかるんですけど、そういうわけではなくて、消防団員としての活動って物すごく広く受け取っていいのかなと、思ったんですね。それでこの教育委員会が定める活動を行う場合というのは、具体的にはどのあたりまでを想定したものなんでしょうか。

学校教育課長

先ほども申し上げましたように、教育委員会が定めるとなっておりますけれども、県立学校に対して通知があったものに準ずるようにという通知が参っているところでございますので、今、先ほど申し上げましたような災害時や平常時については、もう、いわゆる非常勤とかではあるかもしれませんが、一般の消防団員として兼職をするという意味でございますので、そういったことが可能であるというようなことでの捉え方だろうと認識をいたしております。

永山委員長

わかりました。ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

では、議案第15号日田市立学校教職員の職務に専念する義務の 特例に関する規則の一部改正について、原案のとおり可決いたしま す。

では、議案第16号日田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、お願いします。

教 育 長

議案第16号及び議案第17号につきましては、社会教育課より順次説明をいたさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

では、議案第16号からお願いします。

社会教育課長

社会教育課でございます。議案第16号日田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

議案集の34ページから37ページでございます。

本案は、スポーツ施設の利用料金の限度額に係ります区分の見直 しに伴い、所要の措置を講ずるものでございます。現在の日田市の 総合体育館のアリーナに附属いたします会議室、控室につきまして は、主に各種大会やイベントの会場としてアリーナを利用する際の 本部席等として利用がなされております。しかし、この控室につき ましては、平成2年の総合体育館建設時にトレーニングルームとし て設置されたものでございまして、施設及び冷暖房施設への利用料 金については、従来から条例に定めがないため、徴収をしていな かったものでございます。

そのため、光熱費等の施設の維持管理に当たっての経費に対しま して、応分の負担を求めますことから、控室の施設及び冷暖房設備 の利用料金について、見直しを今回行うものでございます。

具体的には、34ページにありますとおり、条例の別表中、総合 体育館に体育館控室を追加いたしまして、利用料金につきまして は、総合体育館内のほかの施設の利用料金の金額を考慮いたしまし て、研修室と同額の設定とするものでございます。施設の利用料金 につきましては、1時間につき210円、また冷暖房設備の利用料 金につきましては、1時間につき200円と設定をするものでござ います。

対して、アリーナの全部または2分の1を利用する場合は、これ までの利用実態を考慮いたしまして、従前どおり、会議室、控室を アリーナの附帯施設と見なしまして、施設の利用料金については徴 収を行わないものといたしたところでございます。

なお、冷暖房設備の利用料金につきましては、利用形態にかかわ らず、徴収を今回行うものでございます。

なお、附則といたしましては、この条例は平成27年4月の1日 から適用を行うものでございます。36ページ以降は資料としてつ けさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

永山委員長

はい、ありがとうございます。議案第16号日田市スポーツ施設 の設置及び管理に関する条例の一部改正について、御意見、御質問 はありませんか。これは場所はどこでしょうか。玄関入ってすぐ左 に入ったところですか。

社会教育課長 | 玄関を入りまして、アリーナに面して、ガラス張りの部屋があろ

うかと思うんですが、あそこが控室になっております。

永山委員長

御意見、御質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

では、議案第16号日田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決いたします。

議案第17号、お願いします。

社会教育課長

次に、議案第17号日田市若衆宿の設置及び管理に関する条例の 廃止についてでございます。議案集の38ページから40ページで ございます。

本案は、日田市若衆宿の廃止に伴い、本条例を廃止するものでございます。説明にいたしまして39ページの資料のほうで御説明を申し上げたいと存じます。

まず、今回若衆宿の条例廃止の理由でございます。若衆宿につきましては、地域の青少年が心身の健全育成と社会教育の振興を図ることを目的に地域の青年団や子供会、スポーツクラブ、こういった方が活用する施設で利用されてきましたが、施設の老朽化や利用者の減少によりまして、平成27年の3月31日をもって閉鎖することとしたため、本条例を廃止をするというものでございます。

2番目のこれまでの経緯でございますが、この若衆宿につきましては、昭和59年の4月に旧大山町が現在のところに建築をいたしまして活用を行ってきたものでございます。現在は、一般財団法人日田市公民館運営事業団が管理運営を行っているところでございます。

この施設の廃止に伴っては、地区の、大山地区の統合小学校準備委員会、それから大山地区の地域審議会、大山公民館の運営審議会等にもお話をして、地域で御理解も得られたところでございます。

続いて、40ページでございますが、若衆宿の施設の概要といたしましては、現在、大山地区の西大山に建設をされておりまして木造平屋建ての面積が83.64平方メートルの施設でございます。現在の利用状況といたしましては、定期的な利用は全くございません。で、年に二、三回程度の利用実態と、利用実態になっているところでございます。

この間の利用料金につきましては、全て減免対象団体の利用であったため収入は全くなかったというような状況でございます。

最後に、施行期日でございますが、平成27年の4月1日からの

施行でございます。

以上でございます。

永山委員長

はい、ありがとうございます。議案第17号日田市若衆宿の設置 及び管理に関する条例の廃止について、御意見、御質問はありませ んか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

では、議案第17号、原案のとおり可決いたします。

では、報告事項に入ります。

報告第2号平成27年1月期分寄附採納についてお願いします。

事 務 局

それでは、議案集の41ページをお願いいたします。

報告第2号平成27年1月期分の寄附採納についてでございま す。地区寄附が1件、一般寄附が2件でございました。

まず、地区寄附の寄附採納ですが、市内の三池町の神崎様から有 田小学校へ児童書23冊、2万466円相当を御寄附いただいてお ります。

続きまして、一般寄附ですが、日田商工会議所女性会様から淡窓 図書館へ児童書10冊、20万円相当を御寄附いただいておりま す。この御寄附につきましては、昭和54年から毎年いただいてお るところであります。

次に、≪名称非公開≫様からボート競技振興費として300万円 を御寄附いただいております。25年度も同額の御寄附をいただい ております。

1月につきましては、以上3件で金額が300万円と物品相当額 22万466円となっておりまして、合計322万466円相当の 御寄附をいただいています。

報告第2号につきましては、以上でございます。

永山委員長

御質問はありませんか。この地区寄附の神崎さんという方は、こ れはどういういきさつでの御寄附だったんでしょうか。

事 務 局

神崎様は有田小学校の御出身ということで、非常に小学校のとき に歴史がお好きだったということで、歴史に関する漫画の図書をい ただいております。

永 山 委 員 長 | ありがたいですね。では、報告よろしいですか。

(「はい」の声あり)

では、報告第3号専決処分についてお願いします。

事 務 局

それでは、報告第3号でございます。42ページをお願いいたします。

日田市の公用車が起こした自動車事故につきまして、専決処分を 行ったことを報告するものでございます。

公用車として登録しております小学校連絡員の運転する自家用車が接触事故を起こしたために、相手方に対して損害賠償を行うに当たりまして、専決処分を行ったことを報告するものでございます。

事故の概要につきましては、昨年8月5日に三芳小学校の連絡員が学校敷地から道路に出ようとした際に、左側から直進してきた車両の後方に接触して事故を起こしたものでございます。

事故の責任割合は、当方が100%となっておりまして、損害賠償額は相手方の車両修繕費として26万6, 162円となっております。

また、相手方の治療費として2人分で8万574円となっておりますので、合わせて34万6,736円を支払っておるところでございます。

日田市議会への報告につきましては、今度の平成27年第1回定 例会にて専決処分報告をすることで行うことといたしております。

報告第3号につきましては、以上でございます。

永山委員長

はい。報告第3号について、何か御質問など、よろしいですか。 いいですか。

(「はい」の声あり)

では、報告第4号1月日田市実施分学力調査の結果についてお願いします。

学校教育課長

学校教育課でございます。報告第4号1月日田市実施分学力調査の結果についてでございます。机上に別冊の4としております冊子を用意しておりますので、そちらのほうをお願いいたします。

1枚めくって1ページをお願いいたします。

1番でございますが、1月15日に日田市一斉の学力調査を実施 をいたしました。

2番につきまして、実施学年、実施教科はそこにあるとおりでご ざいます。

- 3番、調査結果でございます。正答率、100点満点と見たとき の得点、日田市全体の平均ということで数値を挙げております。
- (1)番ですが、小学校3年生から6年生までの結果でございます。学習内容は2学期までの分とお考えください。ご覧のとおり網掛けをしているところが個の学力調査における全国平均を上回ったものでございます。4年生の理科について、マイナス2.2点というふうにマイナスが出ておりますけれども、他については概ね良い結果であったと思っております。
- (2)番の中学校の1、2年生についてですけれども、第1学年の英語、第2学年の数学・英語というように、全国平均を下回る結果となりました。1年生の英語については、マイナス0.5点というところですので、1年生の、日田市において数学・英語に課題があるというところで言えば、1年生についてはもう少しのところであったと。各学校の取り組みの成果も見えてきているというようには捉えております。ただ、2年生になりますと、やはり数学と英語のマイナス点がマイナス3.2、英語についてはマイナス2.8ということで、やや開きが大きくなってくる現状がやはり依然あります。

ただ、教育長が以前から教職員には周知をしておりますように、この点数の開きというのがあと1問、2問というところでやってみると、その上で結果がどうなるかというところで、概ね、いわゆる標準である100というところを超えていくんだということを今目標に掲げておりますので、今後についても残された期間でしっかりした定着のための補充というのが必要だと捉えております。

2ページ、本年7月以降の取り組みを表にまとめてみました。特に、左側の市教委の取り組みの欄ですけれども、4月の県や全国の調査を受けまして、再度、学力向上プランの見直しということを各学校にまとめてまいりました。それから、特徴的なものとしては、1学年複数学級あるような市内の4中学校に近年課題がやはりあるという、教員が入れかわっても同じような結果が出てまいりましたので、ここにやはり手を当てていくべきと考えまして、合計、これまでのところ4回、連絡会、取り組みの情報交換等を設けながら進めてきたところでございます。

3ページが、各学校に示しました、26年度の後期の学力向上サイクル、来年度の春に向けての取り組みで、今このようなサイクルで回しているところですが、左下にありますように、「現在」と書いてあるところでございますが、やはり大事になるのは結果のしっ

かりした分析と弱点をきちんと補充していくという対策で、この計 画にのっとって取り組んでいこうと考えております。

4ページをお願いいたします。

小学校につきましては、概ね良好な結果が見えていると、4月の 県や全国の調査についても先が見えているような感じがいたしてお ります。しかしながら、中学校においては、先ほども申し上げまし たように、やはり数学・英語というところに課題が残る、ただ、上 から7行目のところでございますけれども、中学校では、1年生の 分については、先ほども申し上げましたように、4中学校の取り組 み等も成果が見られております。この結果については、先ほど申し 上げましたように、市内中心部4中学校に課題があるというもので もございません。その4中学校の中でもだんだん成果が見られてい るという結果が出ております。ただ、中学校2年生については、依 然大きな課題が残っておりまして、あとのページに資料をつけてお りますので、そちらをご覧いただきたいんですが、7ページと8 ページに資料2をお付けいたしております。

まず、7ページの資料2、これは中学校1年生の正答率を度数分布にあらわした棒グラフでございます。左側の列の真ん中、中学校1年生の数学、ご覧になっていただいてわかりますように、ある程度正常な曲線になります。ここで、50%のところを境にして、正答率50%以下の割合を見てみますと22.3%になります。それから、その下、英語になりますと、50%以下の割合が29.1%となります。しかしながら、ある程度正常な曲線を描いているというのは御理解いただけると思います。

ところが、次の8ページなんですけれども、これが2年生の正答率の度数分布なんですが、同じように左側の真ん中の数学と一番下の英語をご覧になっていただいてわかるとおり、この正常な棒グラフの形がやはり学習内容の増加に伴いまして、50%以下の割合の子供たち、正答率が50%以下という意味ですが、数学においては38%、英語においては41%というふうに1年生の段階で2割程度のものだったものが、やはり4割程度に増えているということが結果として見えております。したがいまして、4ページに戻っていただきますが、(1)番の下から2行のところなんですけれども、中学校の場合は、やはり教科担当がしっかりと責任を持ち、具体的な分析を行っていただくということ、そして、繰り返せば確実に定着を図ることができる問題に徹底して取り組んでいくなど、集中的、重点的な取り組みを全教員で行うということが、もう言うまで

もなく大切なことであると思っております。

現在、各学校から分析結果、それから、それに基づく今後の対策等、提出していただくようにしておりますけれども、私どもとしましては、抽象的な対策になっていないか、具体的な分析に基づく集中的な対策となっているかどうかというところをしっかり見て、あと1問、2問の確実な定着のためのものかというところで、必要であれば助言もしてまいりたいと考えております。

(2) につきましては、今後の取り組みですが、昨年から続けておりますように、③春休みの課題についても、市教委独自の共通課題を各学校にお願いしようと思っています。具体的にいうと、春休みの宿題の幾分かは日田市共通のもの、幾分かは各学校で独自に取り組んでいただくと。

それから、④につきましては、4月調査に向けて、来年度の当初の全学年の復習ということは確実に行うと、ここまでの計画を持っております。

なお、5ページ、6ページの資料1につきましては、参考までに 経年比較をお付けいたしております。中2の数学・英語というとこ ろ、早く結果に結びつくように、各学校にしっかりお願いしてまい りたい、私どもも指導・助言を行ってまいりたいと思っておりま す。

以上でございます。

永山委員長

はい、ありがとうございます。報告第4号1月日田市実施分学力調査の結果について、何か御質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

では、その他に入ります。その他、お願いします。

教育総務課長

まず、3月期の定例教育委員会の日程でございますけど、3月の26日、木曜日、午後3時からとさせていただいております。よろしくお願いします。

それから、臨時教育委員会の会議の日程については、今、日程調整中でございますので、また確定いたしましたら、別途御案内を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

咸宜園教育研究 センター所長

咸宜園教育研究センターでございます。チラシをお手元のほうに 配らせていただいております。会の初めに、教育長のほうからも報 告をいただきました、咸宜園、淡窓先生に学ぶ学校の教育等、咸宜 園の日にちなみました各授業、それから裏面にありますが、市単独 で毎年行っております世界遺産登録推進後援会、この2つの大きな 事業につきまして、お手元にチラシをお配りさせていただきまし た。たくさんの皆様に参加をいただければ幸いだと考えておりま す。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

永山委員長

はい、ありがとうございます。その他、何かありませんか。よろしいですか。

では、これをもちまして、2月期定例教育委員会を終了いたします。

終了時刻:午後4時8分